

令和3年第2回大衡村議会定例会会議録 第3号

---

令和3年6月4日（金曜日） 午前10時開会

---

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	庄子 明宏	監 査 委 員	渡邊 保夫
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	齋藤 浩	総 務 課 長	佐野 克彦
企 画 財 政 課 長	残間 文広	住 民 生 活 課 長	金刺 隆司
税 務 課 長	堀籠 淳	健 康 福 祉 課 長	早坂紀美江
産 業 振 興 課 長	渡邊 愛	都 市 建 設 課 長	後藤 広之
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	参 事 兼 指 導 主 事	岩渕 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子 育 て 支 援 課 長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長	堀籠 緋沙子	書記	片浦 則之	書記	残間 頼
------	--------	----	-------	----	------

---

議事日程（第3号）

令和3年6月4日（金曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第30号 財産の取得について

- 第 3 議案第 3 1 号 村道路線の認定について
- 第 4 議案第 3 2 号 令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約の変更について
- 第 5 議案第 3 3 号 令和 3 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 6 議案第 3 4 号 令和 3 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第 3 5 号 令和 3 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 8 報告第 1 号 令和 2 年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第 2 号 令和 2 年度大衡村一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 1 0 報告第 3 号 令和 2 年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 1 1 報告第 4 号 令和 2 年度大衡村水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 1 2 議案第 3 6 号 令和 2 年度万葉クリエートパーク遊具更新工事（その 2）の請負契約について
- 第 1 3 発議第 1 号 大衡村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 1 4 委員会の閉会中の継続調査の件について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）に同じ

---

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより令和 3 年第 2 回大衡村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、2 番佐野英俊君、3 番石川 敏君を指名いたします。

---

日程第2 議案第30号 財産の取得について

議長（細川運一君） 日程第2、議案第30号、財産の取得についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） おはようございます。

それでは、議案書25ページをお開き願います。

議案第30号、財産の取得について。

下記財産を取得するについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1. 物件名。戸籍証明書コンビニ交付システム機械器具等でございます。

2. 数量。コンビニ交付システムハードウェア一式、本籍地サービスソフトウェア一式。

3. 契約の方法。随意契約でございます。

4. 取得の価格。1,650万円でございます。

5. 契約の相手方。宮城県仙台市宮城野区鉄砲町西1番地14、富士フィルムシステムサービス株式会社公共事業本部東北支店支店長樋口洋一でございます。

取得するハードウェア、ソフトウェア等につきましては、令和4年1月から予定しております戸籍証明書コンビニ交付の運用に必要な備品等を取得するものでございます。

ハードウェア等の内訳でございますが、サーバセキュリティー関係機器、アップ関連の機器、業務監視用のクライアント、時間外受付クライアント、ネットワーク機器等ございまして、証明発行サーバーと連携するための機器類でございます。本籍地サービスソフトウェアは、村外在住者で本籍地が本村にある方をひもづけするためのソフトウェアでございます。

今回購入となった経緯でございますが、証明書のコンビニ交付事業を計画するに当たりまして、買取額とリース額の総額を検証し、5年間のリース総額のほうが約230万円ほど高額となることから、機械器具等を買取りとして事業方針を予定したものでございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより、本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） まず、システムの機械器具等というふうな件名ですけれども、どういった機械なのか。サーバーの話も出ましたけれども、そのサーバーはどこに置いて、クラウドとして使うものなのか、庁舎に置いて管理するものなのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 証明発行サーバーそのものはクラウドになりまして、庁内に置くものではなくて、事業者側のほうでクラウドのサービスを利用するような形になります。それに対する、先ほど説明したのは、サーバーにアクセスするためのセキュリティ関連の機器ということになります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） 戸籍証明書をコンビニで、令和4年から可能になるということですが、ここで取得の議案ですが、どういったことができ、どういったサービスになるのか、住民に分かりやすく説明していただきたいということと、それからこの富士フィルムシステムサービスのこのシステムに関する実績等お分かりでしたらお示してください。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 令和4年1月から証明書のコンビニ交付サービスを開始するに当たりまして、当然住民への広報等はしっかりやっております。

富士フィルムシステムサービスでございますが、4月から名称が変わった会社でございます。もともと富士ゼロックスという、当村、県内でも戸籍関係が、8割方富士ゼロックスの戸籍システムを使っていると思うんですが、そのうち約半分ぐらいはコンビニ交付をしていると認識しているものでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） 実際コンビニでの証明書の取得は、令和4年1月頃からと前から受けておられるわけですが、実際これらのソフトウェアが主になると思うんですが、構築する作業の期限を契約上いつまでにしているか伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 契約期間は一応年度末までということになっております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） 年度末の契約、履行期限ということですが、実際の作業工程からして、

試験運用等始まると思うんですが、その辺は、作業的には、実際運用、活用、試験活用といたしますか、その辺いつ頃予定しておるのか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 今後本契約を結びまして、システムの構築、機器類の構築等をしていくわけですが、その中でテスト期間というのがございまして、証明書発行センターという機構があるんですが、そちらのほうに出向いてテストをするのが、1月からサービス開始をしますと、約3か月ほど前にテストをしなければならないことになっております。ですので、一応テスト、証明書の発行ができるような状態になるのは10月頃というふうに見込んでいるものでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 説明の中で、5年間のリースでやったほうが230万円安くなるというような説明だったと思うんですけれども、リースのほうが高額になるんですね。となると、買取りという形をとったと思うんですけれども、買取することによって、5年間でやはりいろいろなものを更新しなきゃいけないのか、それともそれが5年以上持つものなのかお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 機械器具等に関しては、あと買取り後、保守契約を結ぶ予定でございまして、何らかのトラブルがあった場合は、保守契約の範囲内でほとんどは直していただけるものと認識しておるところでございまして、5年間そのほかに新しい機器を追加するような事態があるかといいますと、今のところそういったことは想定してございません。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第31号 村道路線の認定について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第31号、村道路線の認定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

説明は議案書26ページ、併せまして議案第31号別紙でご説明を申し上げます。

初めに、議案書の26ページをお願いいたします。

議案第31号、村道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、次のように村道路線を認定するものでございます。

路線番号、184。路線名、五反田5号線。起点が、大衡村大衡字五反田。終点が、大衡村大衡字五反田でございます。

続きまして、別紙の議案第31号を御覧いただきたいと思います。

今回提案いたします路線につきましては、五反田地内、五反田住宅の1号棟の村道大瓜北川線を挟みまして向かい側のエリアになりますが、住宅地の開発に伴いまして区画道路の記録があったため、新たに村道認定するもので、説明資料の赤色でお示ししている箇所になります。

起点は村道大瓜北川線と交差点になるもので、道路幅員は6メートル、路線延長は41メートルになる道路となります。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより、本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 村道の認定ですけれども、村道認定する基準を確認しておきたいと思っております。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 村道の路線認定基準というものを昭和56年に定めておりまして、この中で幾つか路線認定の基準ございまして、今回に関しましては起点及び終点が直接公道に連絡する道路、また土地区画整理事業またはこれに類似する事業の施工及び施工区域内の道路というような規定ございまして、そういった基準に合致することから認定をさせていただいたものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 結構前の規定でありますので、若干の見直し等も検討しなきゃいけないのかと思っております。そこは今問わないんですが。

これ、開発行為が発生した場合に、村道認定の申請がほぼ出るんだろうと。村道認定されますというふうになっているんですが、この開発に至って、所管課の管轄と所管課外の管轄、例えばこの区画を整理して宅地開発した場合に、ごみ箱とかそういったものを設置していただけるような話とか、そういった情報が課でとどまっているような感じを受けております。

というのは、例えばごみ箱の設置であると住民生活課のほうに行くかと思うんですけども、そちらから地元の衛生嘱託員や区長のほうに報告なり相談なりそういったものがないんだということですので、ぜひこの情報を各課共有していただいて、地元情報を早めに還元できるように努めていただきたいと思います、いかがですか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 開発行為に当たりましては、開発行為で整備します公共施設関係につきましては、帰属する自治体、大衡村でそれぞれあと担当課の部分と事前に協議をするような形になっております。その中で、今ご指摘のありましたとおり、中の施設によってはその地元との調整等々必要になる部分もあろうかと思っておりますので、その部分、ご指摘の部分踏まえまして、しっかりと事前に打合せをした上で、地元との相談等も踏まえながら、庁内で情報を共有しながら進めてまいりたいと思います。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第32号 令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約の変更について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第32号、令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 説明は議案書27ページ、併せまして別紙の議案第32号別紙でご

説明を申し上げます。

初めに、議案書27ページをお願いいたします。

議案第32号、令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約の変更について。

令和2年7月20日一般競争入札に付し、同年7月29日及び令和3年3月4日にそれぞれ議会の議決を得、株式会社松川土木と契約施工中の上記工事内容に変更が生じたため、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の金額。変更前、1億4,138万8,500円。変更後、1億3,817万3,200円。

当該工事につきましては、令和3年5月20日に工事請負契約の仮契約を締結しております。

続きまして、議案第32号別紙、図面のほうで工事の概要等、変更内容等についてご説明をさせていただきます。

別紙を御覧いただきたいと思っております。

1ページ目は全体平面図、2ページ目は橋梁全体一般図になります。

今回の工事につきましては、村道尾西中山線改良舗装事業として施工いたします1級河川埋川に架かる中山橋の架替工事となっております。既設橋梁の撤去と新しい橋梁の下部工の設置工事を行うもので、工期が令和2年7月30日から令和3年6月30日までから1か月間延期しまして、7月30日までとするものでございます。

工事の概要と変更理由についてですが、架替工事後の橋の橋長は21.7メートル、車道の幅員が7メートル、歩道幅員が2.5メートルとなるものでございますが、今年度施工している工事内容は橋梁の下部工、橋台2基の設置と、護岸工、管渠工、管理用通路工、旧橋の撤去工、仮設工に、前回の変更契約で追加させていただきました桁製作工となっております。

今回お諮りいたします工事の主な変更内容についてですが、橋台部の埋め戻しにつきまして、一部コンクリートとしていたものにつきまして、構造上支障がない箇所につきまして土砂埋め戻しに変更させていただくもの。また、護岸工の仮締切工におきまして、左岸と右岸の作業の切り替えの際、当初設計上撤去再設置とさせていただいていた箇所につきまして、施工計画の見直しで効率化を図りまして、作業量の一部を減工とさせていただくもの。また、構造物の取壊し工におきまして、廃棄物処分量が実績として減量となったことから減額を行うものでございます。その他工事の現場精査と合わせまして、



請負金額を321万5,300円減額いたしまして、1億3,817万3,200円とするものでございます。

また、工期についてですが、これまで作業員の増員を図り工事進捗に努めてまいりましたが、予定の作業員の確保に時間を要したことや、作業の煩雑性から、計画しておりました日当たり施工量が上げられなかったため、工期を1か月間延期させていただき、7月30日とするものでございますが、道路の供用開始時期につきましては当初計画と変更のないように進めていきたいというふうに考えております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） ひとつ伺いたいんですが、変更内容として、橋台工がコンクリートから土砂埋め戻しという点になったという点で、これ安全性においては問題ないということなんでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今ご質問にありました箇所につきましては、図面の2枚目のほうの橋梁全体一般図ありまして、今回施工、赤色の部分で下部工の部分をお示ししておりましたが、埋め戻し箇所につきましては、今回のその変更になった箇所につきましては、護岸工の堤防側といいますか、水面に位置しない部分のところでした、土質についても良質土の部分で埋戻しするというので、洗堀等の支障も、影響も受けないということで、構造上問題ないというふうに判断をいたしまして、変更させていただいたものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 私も現場を見に行きまして、ガンみたいな硬い点があるのは分かっていたけれども、ただそれにつけてもこのはりブロックの後ろとかそういった面で、土砂だけで埋戻しということで、安全性なのかという点でお伺いしたいんですが、改めて。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 橋自体の支持につきましては、直接ガンの部分で、コンクリートの部分で支持を受けるような形の構造になっておりまして、今回埋め戻しかける部分につきましても、その護岸を張った内側の部分ということで、水の影響も受けない部分ということで、直接橋の構造支持を仰ぐところではないということで、問題ないという

ふうにご認識いただければと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3 番（石川 敏君） この中山橋につきましては、過般の産業教育常任委員会でも現地調査を行ったわけでありまして、今回工期が1か月間延長ということでありまして、事業の内容としては令和元年度の事業ということで、令和2年度に繰り越しして施工になったんですね。ですので、かなり長期にわたる工事期間で、当然その間車両通行等できない状態になっております。

ですので、今回1か月の工期の延長ということですが、現場の状況を見ますと、右岸、左岸で工事の進捗が違っておりましたし、1か月の延長で、これから約2か月近くまだ期間ありますけれども、いずれにしても長い期間の通行が中止、通行できない状態になっておりますので、必ず期間内に完了して、通行の支障のないように、今後の工事の進捗を図っていただきたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 先ほどご説明申し上げた理由で工期のほう延期させていただくんですが、全体の工期といたしましては、事前に住民説明会で通行止め期間、今年度中ということでお知らせしておりました。村の広報誌のほうでもその旨お知らせしておまして、それについては遅れることのないように進めたいというふうに考えております。

前回の変更契約の際に桁の製作のほうを追加させていただいておまして、全体的な工期といたしましては、今回1か月延期、延びるんですが、桁製作の部分を前倒して施工させていただいた関係がありまして、全体的な工期としては詰まるような傾向にあるのかというふうに認識しておりますので、いずれにしましても今ご指摘ありました、長い期間通行止めで、地元の方々には大変ご迷惑をおかけしておりますので、安全施工を前提にしながら、工期の短縮に努めてまいりたいと思います。

議長（細川運一君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君） 日程第5、議案第33号、令和3年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） おはようございます。

それでは、議案第33号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

令和3年度大衡村一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,739万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ43億5,555万2,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正で、第2表でご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正で、道路橋梁整備事業債8,130万円を1,782万円増額し、9,910万円とするもので、榎田戸口線舗装補修事業充当分でございます。

続きまして、歳入歳出予算について、事項別明細書でご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

16款2項1目総務費国庫補助金3,071万円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、歳出の庁舎Wi-Fiアクセスポイント増設及びタブレット購入事業、ひら麻呂商品券発行事業、小学校校庭遊具更新事業、中学校修学旅行延期に伴う企画料へ充当するものです。

2目民生費国庫補助金746万1,000円の増。子育て世帯生活支援特別給付金事業へ充当するものです。

3目衛生費国庫補助金1,825万2,000円の増。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で、ワクチン接種事業へ充当するものです。

4目土木費国庫補助金1,986万2,000円の増。社会資本整備総合交付金で、榎田戸口線舗装補修事業へ充当するものです。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金5,000万円の増。いわゆる9条交付金で、五反

田運動広場整備事業へ充当するものです。

17款2項8目商工費県補助金1,036万円の増。説明記載のとおりです。

18款1項2目利子及び配当金26万3,000円。海老沢地区開発に伴う土地開発基金からの買戻し利子です。

2項1目不動産売払収入4,482万2,000円。

2目物品売払収入2,540万7,000円は、国道4号拡幅関連と、海老沢地区開発に伴うものです。

20款2項1目財政調整基金繰入金1,100万円の増。歳入不足補填のための繰入れです。

8目明神揚水機維持管理基金繰入金6万9,000円。

9目赤水処理施設維持管理基金繰入金6,000円。いずれも人件費相当に係る繰入れです。

14目21世紀田園文化創造基金繰入金166万7,000円。こちらにつきましては、有害鳥獣対策ワイヤーメッシュ柵設置事業へ充当するものです。

次の10ページをお願いします。

23款1項1目土木債1,780万円の増。楳田戸口線舗装補修事業充当分です。

続きまして、歳出です。

11ページを御覧願います。

歳出全般についてですが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費に係ります人件費につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の過不足分を補正しておりますので、説明については割愛させていただきますのでご了承願います。

2款1項1目一般管理費1,012万4,000円の減。11節役務費143万4,000円は、庁舎Wi-Fiアクセスポイント増設手数料と利用料。17節備品購入費220万円は、職員等のタブレット購入代を計上しております。

次に、13ページをお願いいたします。

5目財産管理費2,572万4,000円。10節需用費は、役場庁舎の修繕料127万4,000円。14節工事請負費2,412万円は、国道4号拡幅関係の村民テニスコート等撤去工事等が主なものです。17節備品購入費は、庁舎外用のソーラー式時計購入費を計上しております。

6目企画費4万円の減。18節2万円は、バイオディーゼル燃料補助金不足分を計上しております。

8目財政調整基金費4,240万円の増。国道4号拡幅関係で、譲渡予定価格から撤去費

用等を差し引いた財源を基金へ積んでおくというところでございます。

次の14ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費957万8,000円の増。次のページの12節88万円については、子育て世帯生活支援金に係るシステム改修費。18節646万円は、説明記載の宮城県シルバー人材センター連合会の賛助会費1万円、子育て世帯生活支援特別給付金645万円です。

飛びまして、4款1項3目予防費1,290万5,000円の増。新型コロナウイルスワクチン接種事業経費で、次の16ページをお願いします。10節の印刷製本費はチラシ代等、修繕料はコピーカウンター料、医薬材料費は集団接種時の消耗品代等を計上しております。12節645万5,000円は、コールセンター人材派遣、接種券印刷業務、接種記録業務に係る経費を計上しております。

次のページの、5款2項1目林業振興費398万8,000円の増。7節報償費166万7,000円は、有害鳥獣ワイヤーメッシュ柵設置に係るものです。12節委託料と13節使用料及び賃借料については、マツクイムシによる枯れ木の撤去作業関係経費を計上しております。

次に、18ページをお願いします。

6款1項2目商工振興費3,016万3,000円の増。11節はひら麻呂商品券の郵送料。18節はひら麻呂商品券発行に係る経費1,812万6,000円。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の追加事業所分136万円。地域産業継続支援金936万円を計上してございます。

次のページの7款1項1目土木総務費415万3,000円の減。27節繰出金26万4,000円は、海老沢地区開発に係る買戻し利子分で、土地開発基金へ積み立てするものです。

2項2目道路新設改良費4,023万8,000円。14節工事請負費4,022万4,000円は、榎田戸口線舗装補修事業分です。

次の20ページをお願いいたします。

7款4項2目公園費5,957万1,000円。14節工事請負費5,880万6,000円は、五反田運動広場整備事業分です。

次のページの9款1項2目事務局費150万4,000円。12節委託料は、A L T派遣業務の委託先変更によるものです。

2項1目学校管理費919万6,000円。次の22ページをお願いします。14節工事請負費1,145万円。小学校校庭遊具の改修工事に係るものです。17節は体育館用のA E D購入費用を計上しております。

3項1目学校管理費341万7,000円、次のページの10節需用費は、校舎内部壁の修繕料です。

2目教育振興費11万1,000円。修学旅行の延期に伴う旅行会社への企画料です。

4項2目公民館費28万円。8節は図書室職員4人分の通勤費です。

次の24ページをお願いします。

5目万葉研修センター管理費7万9,000円の減。7節と12節の巡視料の科目入れ替えです。

5項2目体育施設管理費20万5,000円の減。こちらも7節と12節につきましては巡視料の科目入れ替えとなっております。

次のページの12款1項1目土地取得費1,945万9,000円の増。平成6年度に土地開発基金で取得しました海老沢地区2,437平方メートルの買戻しに係る土地分と利子分の計上です。

13款1項1目予備費89万7,000円の減。調整によるものです。

なお、人事異動による給与費明細書も添付しておりますので御覧願います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 五反田運動広場の整備事業についてお伺いします。

まず整備の内容を、大ざっぱでもよろしいので、概要をお願いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今年度の整備工事につきましては、昨年度に引き続き継続として2年目の工事になりまして、今年度の工事といたしましては広場の整備工事、あと遊具の設置工事、暗渠工事、あと昨年伐採した木の抜根の工事等となっております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 運動広場の整備事業ですので、地元も待ち望んではいらるんですけども、やっぱり大掛かりな事業になっておりまして、また工事が始まると公園が使えないであるとか、ゲートボール場も閉鎖になるんだというふうなことが心配されているようなんです。

工事そのものがいつ頃から始まってどのぐらいかかるんだというのが、ある程度は分かっているんでしょうけれども、地元の方々は遊具を早くつけてほしいとか、ゲートボール場の閉鎖がならないようにしてほしいとかいろいろ要望はあるかと思えます。願わ

くば、一気に広いところを工事するのではなくて、工区を区切って、半分ずつやって、常に使える状態の中で公園整備事業というものを行えないものかどうか、その辺はいかがですか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、地元への説明につきましては、工事発注前にその辺はお知らせするように注意をしたいと思います。

それと、今ご意見ありました、工事のエリアを分けてという部分なんですけど、今回施工の内容からしますと、今回の施工エリアを分割して、一部使用していただきながらというのはなかなか難しいのかと思います。ただ、昨年度整備しましたゲートボール場とか、既存の手をつけていない五反田北一住宅との間の部分のところというのは、工事エリアと柵を回すような形で、安全対策をとった上で使えるようには対策を講じたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） そうしていただければ安心かということと、あとそれに付随しているかどうかわからないんですけども、あそこにトイレがあるんですけども、そのトイレそのものが、工事が始まったら使えるものなのか、どういうふうになっているのか、そこだけお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） トイレにつきましては、今回の施工の範囲内に入りますので、そちら大変申し訳ないんですが、今年度もちょっと使用のほうは、ちょっと工事区域内ということで、安全を考慮しますと、ちょっと利用は中止させていただきたいと思えます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 25ページの土地取得費1,945万9,000円と、9ページの財産売払収入の関連性はあるのかどうかお伺いします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

25ページ、12款1項1目の土地取得費1,945万9,000円、こちらにつきましては海老沢地区の土地代と、基金へ戻す利息分が含まれておりまして、歳入の財産売払収入、こちらの土地売払収入3,985万4,000円、これのうち国道分と海老沢地区分が含まれてござい

ます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8 番（高橋浩之君） その海老沢地区の関連性、幾らなのかをお伺いするとともに、どういう経緯でそのような形になったのかもちょっと詳細に説明願います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 現在、こちら海老沢地区の開発行為ということで、これからその手続に入るというふうになってございます。

都市建設課が窓口となっております、開発行為の相談等をこれまで受けてきたという中で、地元との話し合い等も進めてこられたということと、その土地の売払収入につきましては、現在のところ予定しております面積もまだ確定しておりませんので、現時点でのその開発の計画で、ベースで算定しておる金額を計上させていただいておりますが、海老沢地区につきましては583万5,000円程度と見込んでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8 番（高橋浩之君） まだ確定はしていないという、3回目の質問ですから最後までお伺いできるかどうか分かりませんが、一千九百万何がしで開発基金から買戻しをしたと、一般会計と。そうすると約7,800円ぐらいの単価、平米当たり。そして、今の説明ですと、五百何がしという予算措置をとっているということは約4分の1、4分の1までいなくても3分の1強というような値段設定のような感じなんですけれども、やはりその辺はどのような判断をされるのかお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） こちらにつきましては、当初、先ほど歳入でご説明申し上げました土地開発基金で、平成6年頃に購入した金額が1,900万円ほどということでございまして、今般その開発関連に伴いまして、開発者から村のほうに要請がありまして、そちらの平米単価といいますか、こちらにつきましては、採算性のとれる単価ということで、3,000円程度というように伺ってございます。

そのような経緯で、地元の地権者の方々とも合意を得ているというような話も伺っております、その開発エリアの確定とその開発行為の手続等を見込んで、また今後正式に業者側から申出というか、譲渡に対する申出がありますので、その辺でまたさらに協議をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。



4 番（小川ひろみ君） 8 ページ、歳入です。総務費国庫補助金、こちらの中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で3,710万円、いろいろな項目、多分説明であったと思うんですけども、もう一度説明していただきたいのと、その中にありました、18ページ、商工振興費、こちらの家計支援消費拡大事業補助金、私たちの委員会の中では各1世帯に5,000円の商品券の配付をするという内容の説明でありましたけれども、その詳細、それで大丈夫なのか、それとも変わったのかお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） まず最初に、企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

まず歳入の総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金、こちらの内訳ということでございますが、こちらは国の3次補正予算分でございます。内訳が、お話ししました庁舎のWi-Fiのアクセスポイント増設と、執行部用のタブレット購入事業、それが一つと、2つ目がひら麻呂商品券発行事業、3つ目が小学校校庭遊具更新事業、4つ目が中学校修学旅行延期に伴う企画料の4事業へ充当する予定でございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、委員会の際には、その時点では家計支援の商品券発行ということで、昨年同様1世帯当たり5,000円ということで案をご説明させていただいたところでございます。

誠に申し訳なかったんですが、その後さらに検討を重ねた結果、1世帯ではなくて、村民1人当たり、5,000円ではなくて3,000円ということで、改めて事業のほうを検討といたしますか、変更させていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） 庁舎のWi-Fi、タブレット、このような時期はどのぐらいに考えているものなのか。また、遊具の工事もそれぞれの時期に考えているかという部分です。そのところはまた別な感覚になる、感じになると思うんですけども、課が違くなるので財政課長が答えるかどうかは分からないんですけども、この時期的なもの、それをちょっとお示しただけならと思います。

また、商工振興費、1世帯当たり5,000円という説明から、1人当たり3,000円にするという今の回答だと思います。この1人当たり3,000円となった場合、やはり死亡、出生、いろいろな部分で、時期的な部分できっちり、はっきりしないと、何で私たちそこ

でお金がもらえないんだ、もらえるんだという部分で、住民の方々が言われる、いろいろな部分で障害が出る部分があると思うんですが、その部分についてはどのようにお考えであるのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） W i - F i のアクセスポイント設置に係る部分でございますけれども、設置に係る期間というのはそんなにかかりません。ですので、予算をお認めいただきましたら、もう7月からW i - F i を享受できるような環境になるものと思うものでございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

家計支援のひら麻呂商品券につきましては、従来からの割増商品券と同様に使うということで、割増商品券につきましては7月1日からの利用といたしますか販売開始と考えておまして、ひら麻呂商品券についての交付の基準日として考えておりますのは6月30日、6月末現在の方々にということで考えております。

疑問等が生じないように、十分に説明をしながら実施してまいりたいと考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） W i - F i は7月頃から、認められたらすぐにでもということですが、タブレット、職員用ということで、どのぐらいの台数を用意し、どのぐらいの方々が持つのかということと、また今6月30日を基準日にする、やはり住民の方にきちんと分かるような形、それがとても大事だと思いますので、その辺を注意していただきたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 執行部側のタブレットという形になりますけれども、基本的には村長、副村長、教育長の三役と、あとは各課長で15台になります。それにプラスアルファ、いわゆる予算の関係で企画財政課に1台、あとは議案の関係で総務課に1台プラスで、15台プラス2台で17台、プラスアルファ3台ということで、いわゆるウェブ会議を、現在コロナ関係でウェブ会議を、1台はあるんですが、ウェブ会議をとということで3台で、計20台を予定しているものでございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 議員ご指摘いただいたとおり、先ほども申し上げましたとおり、誤解、疑問等が生じないように、きちんと分かるように村民の方々にも丁寧に説明をできるようにしたいと思っております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 小学校関係でお伺いします。

ご説明では、校庭遊具の撤去と、あと今話に出てきました更新というような感じなんですけれども、こういったものを撤去なさるのかという、そういった内部、今危ないということで点検などをいっぱいやっているんですけれども、それらと関連しての工事なのか、その辺も含めてお願いします。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤 浩君） 小学校の遊具更新事業につきましては、今回の事故とかそういった関係のことではなくて、設置から相当数年数がたっておりますので、それを更新するということでの、長期計画上今年と来年度ということで、2年度だったんですけれども、2年間で行う予定だったんですけれども、地方創生臨時交付金の財源手当てができましたので、前倒しをして今年度に更新をかけたいということで計画しているものでございます。

内容につきましては、現在小学校のほうに7種類で8台の遊具があるんですけれども、こちらのほう全部撤去いたしまして、5種類で7台という形で新たに遊具を設置するという計画で進めているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） そうすると、こういった遊具等はあまりないと思うんですけれども、寄附いただいたりして設置されたものとかいろいろ小学校関係あって、それらを事前に取り外した経緯などもあったんですが、今回のものはどんなものなのかお伺いしていいですか。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤 浩君） 今回更新しますのは、小学校の遊具全部と言っているんですけれども、以前確かに寄附されたものとか、PTAのほうとかそういったものもあったんですが、それについても以前にもう撤去されておりますので、今残っているものが、鉄製のものが6種類で、一つだけ木製のものがあるんですけれども、そちらについては全部撤去するという形でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 国道4号の拡幅に伴う土地の売払い、あとテニスコートの建物ですか、撤去の関係で伺います。

国道4号の拡幅で、テニスコートの建物建っている部分、土地含めて買収になるんですけども、買収される面積、それから売渡しの金額、幾らになるのか。あと、建物です。撤去ということですけども、その撤去工事の内容がどういった工事の内容なのか。その残額、費用を財政調整基金のほうに入れるということですが、具体的な金額等を伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

現在国交省のほうから、国道4号の拡幅に伴う用地の補償等につきましてご説明申し上げます。

まず、土地の売買面積でございますが、トータルで1,833.89平方メートルで、金額につきましては3,402万270円。これ宅地等、あと他の地目もございますので、いろいろ平均といいますか、宅地等につきましては1万9,900円というような単価になってございます。

あと、撤去につきましては、あそこの現在ありますバス停、あとテニスコートの更衣室等、そちらを撤去予定としてございます。

あと、財政調整基金への積み立ての関係でございますけれども、4号線の保障関係、土地代、保証料等を含めて6,439万8,261円になりますので、撤去費用につきましては、現時点で2,200万円ほど予算計上させていただいております。その差額が4,239万8,261円になりますので、今般4,240万円を財政調整基金のほうに積み立てさせていただくということで計上させていただいております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） そうしますと、土地代それからいろいろな保障費も含めて6,430万円ぐらいの売渡しというか収入の金額になって、2,200万円ぐらいの工事費かかって、残が4,240万円、この予算書のとおり、これがそっくり財調基金のほうに繰入れというふうな形になるわけですか。そうすると、3分の1ぐらいの経費しかかからないということになるんですね、実際には。それはそれでいいと思いますけれども、テニスコートの残る部分、どの辺まで実際に国道拡幅が入って行って、あと撤去する建物の利用、でき

なくなるんですけれども、あそこはテニスコートとあとバスの待合所も兼ねているんですよね、現実には。その辺、今後はどのような形でなるものか、それを伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、現在の村民テニスコートでございます。買収がかかるのは、フェンス等も含めて、テニスコート内の一部もかかりますので、村民テニスコートにつきましては使用できなくなるということでございます。

あと、バス停につきましても撤去させていただきますので、その国道4号の進捗状況を見ながら、将来的に今みたいな待合所が必要なかどうかも含めて今後検討しなければならないというふうに思いまして、それらの移転と、撤去をするのかどうかも含めての財源を財政調整基金のほうに積み立てしておくということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 撤去後のバスの待合所あるいはテニスコートそのものは、現状では使えないというようなことになるようなので、建物の利用については、今後まだ今の段階では未定というようなことなんですね。バスの待合所も必要になってくるのかどうかも含めて、今後、利用者が現実にいるかどうかは、ちょっと私そこまでは把握していませんけれども、バスについては。その辺の利用の状況を勘案しながら、必要なかどうか判断して、やっぱり検討されればと思っておりますけれども。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） その基準の、撤去いたします建物等、バス停の待合所も含めてですけれども、今後その辺の利用頻度と伺いますか、どういった形がいいのかも含めまして、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 14ページの社会福祉費、民生費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金645万円の計上、これ具体的に説明をお願いしたい。

付随して、システム改修という委託料ですか。そのように受け止めた部分ありますので、その辺も合わせて社会福祉費関係、説明をお願いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） こちらの、今ご質問ありました子育て世帯生活支援の特別給付金についてご説明申し上げます。

こちら、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯への生活支援の特別給付金になりまして、内容といたしましては、令和3年4月分の児童手当もしくは特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、その中の受給者で、非課税の方。こちらに対して一律に5万円を支給するというものでございます。

なお、あとそのほかに対象児童、年度末18歳までの子、もしくは障害児にあつては20歳までなんでございますが、そちらを養育する方であつて、同じように非課税の方。また、あと今年度の4月以降、2月末までに新しくお生まれになったお子様を養育する方であつて、同じく非課税の方等に5万円を支給するという事業でございまして、システム改修の内容でございますけれども、一番支給する方が多く見込まれるのが、その児童手当がらみの非課税の方ということになると思いますので、そちらの方は申請が不要ということになっております。こちら側、行政側で児童手当の受給者から非課税の方を洗い出して、直接その児童手当の口座に5万円を支給するということになっておりますので、そちらの対象者を抽出するためのシステム改修費が88万円ということで計上させていただきます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 内容を理解しました。

支障なければ試算世帯数、対象世帯数、どれぐらいなのか。支障ない範囲で結構です。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） まず、児童手当の4月分の受給者、いわゆる親の方なんです、こちらの方が456名。子供が821名でございまして、このうちの非課税、令和3年度非課税の方ってということになるので、まだ税のほうの普通徴収分が決定されておきませんので、それが6月半ばごろ決定されると思いますので、それ以降システムが改修してから突合するような形になると思うんですが、私のほうで仮にということで、令和2年度、1年前のデータを使ってテスト的に非課税の方を抽出した結果、五、六十名ぐらいということで結果は出ております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 予算書20ページです。公園費の、先ほど佐々木春樹議員が質問しました五反田運動広場整備事業に関係することで、確認の意味で質問をしたいと思ひます。

広場、遊具等の工事のようございまして、この工事の中に張芝工事というのは含まれているのでしょうか。伺ひます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 設計上、張芝工事というのが含まれておりますが、現在地元のほうから区長代表といたしまして、その内容についていろいろご要望等もいただいております。今その辺については検討させていただいております。

検討結果含めまして、あとまた区長と相談をして、その辺の実際の施工方法については決定していきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） その運動広場が完成しました。後々の管理というふうなのはどのようになるのか伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 基本的に、集会所に付随した広場につきましては、どの地区も地区のほうで管理していただいております。今回の五反田運動広場につきましても、地区のほうで管理をしていただくような形になるというふうにご認識いただければと思います。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 恐らく土砂飛散のために芝を張ったりということで、付近の住民の方にとってはいいあれになると思うんですが、まだいろいろと地区の区長との協議中というふうなところもあるようなんですが、管理という部分についてはまだ地区住民、かなり迷っているところがあるようですし、説明会のときにはしっかりとそれをお伝えいただきたいという一つの思いがございます。

いろいろなことが飛び交っていますから、村で管理するんだから芝でもいいとか、そういうあれが飛び交っていますので、地区に対しての説明はきちんと行って、あと委託契約があればきちんとそれもやってほしいと思いますので、その辺を伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） この件に関しましては、集会所を建設する際に、建設委員会等々地区のほうでも補足していただきまして、建設の場所等々含めていろいろ村のほうと協議させていただいていた経緯ありますが、その段階のときに、集会所の建築と併せて広場整備も行いますと。その中で、広場整備につきましては、基本的に先ほど申し上げましたとおり集会所に付随する公園につきましては地区のほうで管理をしていただくということで、その段階からその地区のほうにはお話をさせていただいていた経緯ござ

います。

今般区長のほうからご相談いただいているのも、その管理をする上で、芝張りますとその土砂の土埃ですか、飛散のほうは防げるんですが、ただ管理をする上ではちょっとどうかというところで、非常に区長も悩ましいところがあると。ただ、一方で土にしてしまうと土埃の問題があるのでということで、そちらにつきましてはどちらにしたらいいかということでちょっと悩まれるところもありまして、その辺については再度検討の要望ありまして、今その辺検討させていただいているということでございます。

いずれにいたしましても、その管理につきましては、地区というのは、以前からちょっと説明はさせていただいて、区長のほうにもご認識はいただいているんですけども、なおその辺誤解ないようにいろいろ丁寧に説明はさせていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時09分 休 憩

---

午前11時20分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第6 議案第34号 令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第34号、令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第34号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ



る。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,006万2,000円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして、6ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入について。4款1項1目一般会計繰入金46万2,000円の増です。歳出調整によるものでございます。

歳出について。1款1項1目総務管理費46万2,000円の増です。12節委託料の増額といたしまして、税務署への消費税の申告につきまして、会計事務所、税理士への業務委託をするための補正で、正確な申告と節税を目的に委託するものでございます。

内容につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第35号 令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第35号、令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第35号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

24万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,104万2,000円とする  
ものでございます。

内容につきまして、6ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入の4款1項1目一般会計繰入金24万2,000円の増です。歳出調整によるものです。

歳出の1款1項1目合併処理浄化槽管理費24万2,000円の増です。12節委託料の増額  
で、先ほどの下水道会計同様、消費税申告に係る委託料の補正となっております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声  
あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 報告第1号 令和2年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（細川運一君） 日程第8、報告第1号、令和2年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算  
書についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、ご報告します。

議案書31ページ、令和2年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告い  
たします。

説明は、議案書32ページ、報告第1号別紙でご説明申し上げます。

繰越明許費につきましては9件分ございまして、1件目が土木7款2項道路橋梁費、  
事業名が尾西中山線改良舗装事業。金額2,930万6,000円。翌年度繰越額、同額の  
2,930万6,000円で、工事請負費に係るものです。未収入特定財源につきましては、国県  
支出金は社会資本整備総合交付金となっております、工期は7月30日までとなつてご  
ざいました。

次に、2件目、7款2項、同じく道路橋梁費。事業名、海老沢線外2改良舗装事業。

金額が6,709万8,000円。翌年度繰越額が同額の6,709万8,000円となっております。未収入特定財源は3,580万5,000円で、先ほどと同じように社会資本総合整備交付金となっております。工期が8月31日までです。

3件目、7款2項、同じく道路橋梁費。事業名が、榎田戸口線舗装補修事業。金額が4,950万円。翌年度繰越額も同額でございます。未収入特定財源は2,450万円、こちらも社会資本整備総合交付金となっております。工期は6月30日までとなっております。

4件目、7款2項道路橋梁費の橋梁維持補修事業。金額が361万1,000円。翌年度繰越額も同額でございます。こちらにつきましては、海老沢橋に係るもので、既に事業が完了してございます。

5件目、7款4項都市計画費、公園維持管理費。クリエートパークのそり滑りに係るもので、金額が8,300万円。翌年度繰越額が8,300万円。未収入特定財源は4,000万円ちょうどでございます。工期は12月20日までとなっております。

6件目、9款2項小学校費、こちら小学校管理費でございます。こちらは繰越明許費でもご説明申し上げましたとおり、国の3次補正予算関連で、金額が63万7,000円、翌年度繰越額が同額でございます。未収入特定財源は31万1,000円でございます。

7件目、9款2項教育振興費、金額が57万8,000円、翌年度繰越額が57万8,000円、未収入特定財源は28万9,000円となっております。

8件目、9款3項中学校費、中学校管理費で、金額27万5,000円。翌年度繰越額が27万5,000円。未収入特定財源は13万5,000円となっております。

9件目、9款3項教育振興費53万円。翌年度繰越額も同額の53万円。未収入特定財源は26万5,000円となっております。

以上、9件分の合計額、金額が2億3,453万5,000円、翌年度繰越額も同額の2億3,453万5,000円となっております。

以上、ご報告とさせていただきます。

---

日程第9 報告第2号 令和2年度大衡村一般会計事故繰越し繰越計算書について  
議長（細川運一君） 日程第9、報告第2号、令和2年度大衡村一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案書33ページ、令和2年度大衡村一般会計事故繰越し繰越計算書についてご報告いたします。

説明につきましては、議案書34ページの報告第2号別紙でご報告いたします。

7款2項道路橋梁費のうち、事業名が尾西中山線改良舗装事業。こちらは令和元年度分でございます。支出負担行為額が1億6,016万5,500円。その内訳が、支出済み額が7,348万5,500円、支出未済額が8,668万円となっております。翌年度繰越額が8,668万円でございます。財源内訳につきましては記載のとおりとなっております。理由につきましては、説明欄に記載のとおり、発注時期の調整により事業完了が遅れたための事故繰越となったものでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

---

日程第10 報告第3号 令和2年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長（細川運一君） 日程第10、報告第3号、令和2年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 報告を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書35ページ、令和2年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

次のページをお願いいたします。

報告第3号別紙でございます。

1款2項、事業名が、下水道建設事業。金額が1,768万3,000円。翌年度繰越額が同額でございます。財源内訳といたしまして、未収入特定財源、地方債が1,760万円。一般財源が8万3,000円となっております。国道4号拡幅関連の補償事業となっております。国道4号の拡幅に伴い、下水道管の移設詳細設計業務の繰越となっております。国交省及び下水道管に近接する他の専用事業者との調整に時間を要したため繰越したものでございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

---

日程第11 報告第4号 令和2年度大衡村水道事業会計予算繰越計算書について  
議長（細川運一君） 日程第11、報告第4号、令和2年度大衡村水道事業会計予算繰越計算書  
についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 報告を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書37ページをお願いします。

令和2年度大衡村水道事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

次のページをお願いいたします。

報告第4号別紙でございます。

1款1項、事業名が令和2年度国道4号上水道管移設詳細設計業務。予算計上額が1,195万7,000円です。翌年度繰越額が同額1,195万7,000円でございます。全額損益勘定留保資金となっております。こちら先ほどの下水道事業同様国交省の補償事業となっております。国道4号拡幅に伴う上水道管の移設詳細設計業務について繰越しをさせていただいたものでございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） 以上で報告を終わります。

---

日程第12 議案第36号 令和2年度万葉クリエートパーク遊具更新工事（その2）の  
請負契約について

議長（細川運一君） 日程第12、議案第36号、令和2年度万葉クリエートパーク遊具更新工事  
（その2）の請負契約についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 追加で提出させていただいております議案書の1ページ、併せ  
まして議案第36号別紙でご説明を申し上げます。

初めに、議案書のほうをお願いいたします。

議案第36号、令和2年度万葉クリエートパーク遊具更新工事（その2）の請負契約に

ついて。

令和3年5月26日、条件付一般競争入札に付した令和2年度万葉クリエートパーク遊具更新工事（その2）の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的。令和2年度万葉クリエートパーク遊具更新工事（その2）。
2. 契約の方法。条件付一般競争入札（総合評価落札方式）。
3. 契約の金額。7,304万円。
4. 契約の相手方。宮城県黒川郡大衡村大衡字河原51番地1。株式会社松川土木代表取締役松川利守でございます。

当該工事につきましては、令和3年4月28日公告し、令和3年5月26日入札を執行、6月1日に工事請負契約の仮契約を締結しております。入札の参加申請は3者で、落札率につきましては90.5%となっております。

続きまして、議案第36号別紙で、工事の概要等についてご説明を申し上げます。

図面の1枚目をお願いいたします。

今回の工事につきましては、公園の長寿命化計画に基づく万葉クリエートパークのそり滑り台の改修工事で、2つありますそり滑り台のうち、大きいほうの滑り台、子どもゲレンデにつきまして、地盤整正と人工芝の張り替えを行うもので、面積につきましては、滑走部面で899平方メートル、周辺部の人工芝で424平方メートルの改修工事となっております。工事の施工場所につきましては、大衡村大衡字鑑沢地内。工期が、議会議決日の翌日から令和3年12月20日までとなっております。

1枚目の図面につきましては、今回改修する滑り台の位置図と劣化状況の写真となっております。左下の写真は滑走部面の不陸の状況で、滑走面が凸凹になっている状態がありますことから、地盤整正を行います。右側は、滑走面の人工芝の劣化状況の写真で、撤去し、新しい人工芝に張り替えを行うものでございます。

2枚目の図面につきましては、滑走部面と周辺部それぞれの今回発注の施工範囲について、赤色でお示しをしております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 本契約の契約方法、条件付一般競争に付したとありますけれども、その条件。それから総合評価方式、出された総合評価の結果どおり、要するに第1順位者が

契約に至ったのか、順位を覆しての契約、その辺もしあれば、以上の2点質問いたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

今般条件付一般競争入札ということでございまして、入札方式につきましては、価格の要素と価格以外の要素、総合的に判断するというので、こちらの落札方式としたものでございまして、条件につきましては、その予定価格等も含めまして、そのランク付けの業者が申込みできるというもので、条件的には建設業法による土木一式工事等の特定建設業を受けている者、あるいは県内の村等の指名停止を受けていない者等の条件と、あとは今回クリエートパークのそり滑り部分の工事でございますので、同種工事といえますか、そちらの実績があるということで、条件を付してございます。

そして、先ほど都市建設課長のほうからご説明申し上げましたとおり、4月28日に公告しまして、入札参加申請書の提出を令和3年5月13日で締め切っております。そちらに申請のあった業者が3者ということでございます。

その価格以外の評価点と価格評価点で逆転したのかというご質問でございますが、落札した業者につきましては、価格以外の評価点で最高点で、3者の中で一番上位の業者でございました。価格評価点につきましても上位の、一番上の価格となっておりますので、順位等について逆転したということでは、状況は発生してございません。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 3者申請、順位どおりの契約であったと。

実績報告、ちょっと聞き取れなかったんですけども、同種工事。何工事。その点だけ。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 失礼いたしました。

同種工事、いわゆる土木工事といえますか、今回公園でございますので、公園整備工事等の実績がある業者ということで条件を付してございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 今何か村長のほうから答弁ありましたけれども、同種なのか、あるいは主旨の同旨なのか、そこだけ最後に確認です。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 大変申し訳ございませんでした。

同じ種類の同種工事でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ちょっと確認の意味でお伺いします。

クリエートパークの遊具の長寿命化、いろいろお金をかけてきていますけれども、このそり滑りのところ、最初に設置してからどのぐらい改修しているものなのか、お分かりでしたらお示してください。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 改修につきましては、大規模改修は平成10年代、早い段階で一度大規模改修した経緯がございます。ただ、この際には、滑走面の張芝等は既設利用で改修したという状況となっております。

また、周辺部の人工芝、滑走面でない人工芝につきましては、やはり消耗品であることから、毎年、順次傷んだ箇所から張り替えをしているというような状況となっております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 今回の改修によって、現状どおりの使用率であればどのぐらい持つものなんですか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、滑走面につきましては、設置当時から今回初めて改修しまして、17年ぐらい経過して、ものが持っているような状況なので、同じぐらい持つものというふうに認識しております。

また、滑走面以外の周辺部の部分につきましては、どうしても消耗品の部分ありますことから、使用頻度、利用者数にも応じてちょっと違ってくるんですが、やはり5年過ぎた以降については一部傷んだところからの張り替え等々というのは出てくるんじゃないかというふうに想定しております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ぜひこのクリエートパークの、無料で利用できるという、すごく魅力的なところもあるんですが、やはりこういう多額な費用を投じているところに関して、やっぱり使用している方から、幾らかでも負担をいただくというふうなことを考えていただきたいというふうに思うものです。その辺いかがお考えですか。



議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 施設の一部有料化については、以前からご指摘いただいたとおりで、今回のそり滑りの更新、今回大きいほうを更新します。また次年度以降も、小さいほうについても計画的に更新していくんですが、ちょうど今現在有料化の部分についても検討させていただいておまして、今年度も指定管理業務の見直しをさせていただいておりますので、その中で、今回の更新と合わせて、有料化についても同じく考えて、時期的にはちょっといいタイミングなのかというふうに考えておまして、鋭意検討をさせていただいております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今回そりすべり台、7,300万円ほどの改修費かかるんですけども、クリエートパーク全体で、ほかの遊具も結構数多いはずで。中には使用を中止にしたのもたしかあったと思うんですけども、今後ほかの遊具で改修予定が出てくるものが何基ぐらい予定されているのか。やっぱりその辺で、年次的な計画で進めてきていますけれども、その辺の今後の見通しはどうでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 遊具といたしましては、今回そり滑り2つあるうちの1つ更新しておまして、残りの小さいほうの遊具を計画しております。そのほかの遊具につきましては一通り更新のほう終わっておまして、あと一部その撤去する部分というふうな計画になっております。

ただ、遊具以外の部分で、どうしても沿道ですとか一部洗掘されているような部分もありますので、その辺は安全性を見ながら適宜維持管理等で対応等をしていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） いずれにしても、毎年公園費については多額の予算を要しております。私も公園の維持管理費、利用料について、やっぱり一部利用者負担があつてしかるべきではないか、その辺を検討すべきだと、先ほど佐々木春樹議員もおっしゃいましたけれども、やっぱりそのとおりでと思うんです。

利用される方は村外の方がほとんどではないのかと思うんです、実際には。ですので、指定管理の契約の切り替えの時期にその分も含めて考えたいということですけども、ぜひそういう方向でクリエートパーク、そのほかの公園設備もありますので、牛野ダム

キャンプ場とか、やっぱり全体的に村、公園の維持管理経費、利用者負担の在り方、村長ぜひ早急にこの辺結論を出していただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長ですか。（「課長でいいです」の声あり）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 長年ご指摘等いただいておりますので、今年度の指定管理の見直しに合わせまして、また今回の改修工事に合わせまして、その一部有料化という部分につきましては鋭意検討させていただいて、またその内容等まとめましたらご説明等させていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 皆さん聞いたので、あと一つだけお聞きいたします。

安全対策です。大きな滑り台を工期7か月弱ですか、かかる予定になっていますので、その期間小さな滑り台のほうは使用するような形になるのか。あとは、周りの安全対策はどのようにしていくのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回大きいほうのみの改修になりますが、どうしてもエリア一体化されておりますので、安全上考えますと、小さいほうも含めて一体的に進入禁止という形にさせていただいて、利用を停止させていただいて工事を進めたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 発議第1号 大衡村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議長（細川運一君） 日程第13、発議第1号、大衡村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（片浦則之君）

令和3年6月4日

大衡村議会議長 細川 運一 殿

提出者 大衡村議会議員 佐々木 春 樹

賛成者 同 上 佐々木 金 彌

賛成者 同 上 石川 敏

大衡村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

議長（細川運一君） 本案は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、提出者の説明を省略し、これより質疑を行います。

質疑は提出者に対して行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（細川運一君） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち調査中の事件についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和3年第2回大衡村議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午前11時55分 閉 会